



第483号

**公益社団法人
徳島県環境技術センター**

発行

徳島市津田海岸町2-33

電話 (088) 636-1234(代)

FAX (088) 636-1122

<https://www.tokushima-env.jp>

第10回 定時社員総会開催 新役員が決定

県環境技術センターは、令和2年5月27日(水)午後3時より、徳島グランヴィリオホテルで、第10回定時社員総会を開催した。



今回の総会開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として、会員の皆様には議決権行使書による書面出席を促すとともに、総会に伴う式典・懇親会を中止し、来賓のご臨席をご遠慮していただくなど会場への出席人数を最小限度に抑えての開催となった。

まず、はじめに司会の三好事務局次長から出席者91名（内訳：出席13名、議決権行使書45名、委任状33名）が過半数を超え、総会が成立することの報告があった。

その後、議長の選任にあたり、定款では会長が議長となるとされているが、吉村会長・高橋副会長が欠席となったため、その旨を報告した上で、規定に基づき空保専務理事が議長を代行し、議事を進行した。

議長は、長地孝夫監事及び志摩恭臣監事を議事録署名人に指名、第1号議案 令和元年度事業報告及び収支決算報告についての審議に入った。議案の説明に事務局の川原事業推進部長、山下総務課長を指名し、事業報告を川原部長が、また、決算報告を山下課長が行った。

説明の後、監事を代表して、長地監事が監査報告を行い、議長が議案の賛否につき、議場に諮った結果、満場異議なく承認、原案どおり可決承認された。

続いて、議長が第2号議案の理事（10名）及び監事（2名）選任の件について議場に諮った結果、原案どおり承認され、新理事10名及び監事2名が決定した。

議案審議終了後、令和2年度事業計画及び収支予算が報告され、午後3時50分、第10回定時社員総会が終了した。

第2回 理事会開催 会長に田村氏が就任

総会終了後、令和2年度第2回理事会が開催され、次のとおり新役員が決定した。

(敬称略)

会長	田村 茂人（施工）	豊栄設備工業(株)
副会長(新)	加統 叙男（メーカー）	(株)ハウステック
副会長(新)	井内 孝明（清掃）	(有)井内開発
専務理事	空保 恭章（検査）	(公社) 徳島県環境技術センター
常任理事	森 玄徳（保守点検）	(有)森清浄社
理事(新)	高尾 武司（施工）	(株)ユニベック
理事	石村 純洋（メーカー）	フジクリーン工業(株)高松営業所
理事(新)	岩本 英司（保守点検）	(株)岩本総業
理事(新)	林 哲郎（清掃）	毎日衛生(有)
理事(新)	三好 一生（検査）	(公社) 徳島県環境技術センター
監事	長地 孝夫（公認会計士）	公認会計士長地孝夫事務所
監事	志摩 恭臣（弁護士）	朝田啓祐法律事務所

※（新）は新任



WEB浄化槽教室が 受講できます

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講習会以外にWEBによる教室受講が可能となりました。

ご希望の方は、ホームページ <https://tokushima-env.jp> のご案内をお読みいただき「浄化槽教室WEB受講」のバナーをクリックして受講して下さい。

尚、中止しておりました浄化槽教室を7月以降の会場におきまして再開致します。受講に際しては、新型コロナウイルス感染症の予防対策といたしまして、各会場の人数制限を実施しておりますのでご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- 2020年7月2日(木) 美馬会場 定数に達しております
- 2020年7月16日(木) 海部会場 空き有り
- 2020年7月22日(水) 津田会場 空き有り

(令和2年6月22日現在)

令和元年度 浄化槽に関する 各種データ集計

元年度 住宅着工戸数は

7%減

県住宅課建築指導室の資料によると、令和元年度の住宅着工戸数は、4,070戸（前年度4,383戸）でマイナス313戸（7%減）となった。

市町村別では、徳島市1,993戸で前年度比189戸減（前年度2,182戸）、松茂町66戸で101戸減（同167戸）鳴門市191戸で74戸減（同265戸）小松島市127戸で52戸減（同179戸）など5市8町1村が減少している。（表－1）

一方、着工戸数が増加した市町村は、阿南市451戸（46戸増）、北島町246戸（46戸増）、三好市88戸（34戸増）、藍住町227戸（31戸増）など3市6町が増加、上板町は昨年度と同数となった。

消費増税による影響が大きいと思われるが、2年度も新型コロナウイルスの要因も加わりさらに悪化が予想される。

<表－1>住宅着工件数の比較

市町村名	30年度	元年度	差 異
徳 島 市	2,182	1,993	－189
鳴 門 市	265	191	－74
小 松 島 市	179	127	－52
阿 南 市	405	451	46
吉 野 川 市	127	138	11
阿 波 市	127	110	－17
美 馬 市	103	79	－24
三 好 市	54	88	34
勝 浦 町	25	12	－13
上 勝 町	0	1	1
佐 那 河 内 村	2	0	－2
石 井 町	104	117	13
神 山 町	10	15	5
那 賀 町	21	13	－8
牟 岐 町	7	5	－2
美 波 町	12	3	－9
海 陽 町	16	13	－3
松 茂 町	167	66	－101
北 島 町	200	246	46
藍 住 町	196	227	31
板 野 町	86	74	－12
上 板 町	31	31	0
つ る ぎ 町	17	9	－8
東 み よ し 町	47	61	14
合 計	4,383	4,070	－313
			92.9%

95.30%

元年度 小型浄化槽 出荷台数は

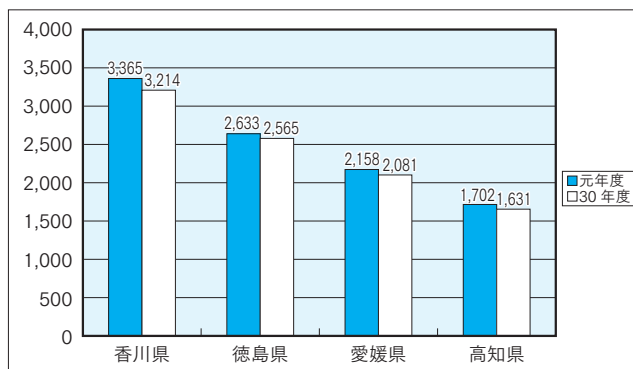
横ばい

（一社）浄化槽システム協会の資料によると、令和元年度の全国の浄化槽出荷台数（5人から50人槽）は、112,820基（昨年度113,412基）でマイナス592基となった。消費増税の影響で、9月までは前年度を上回る形で推移していたものの、10月以降は減少に転じ、最終的に0.5%減となった。

四国ブロックでは、香川県が5～10人槽3,191基（前年度比5.4%増）、高知県は1,606基（5.4%増）、愛媛県2,030基（4.4%増）、徳島県2,445基（3.8%増）と四県とも増加している。

一方、11～50人槽は、徳島県188基（10%減）愛媛県128基（5.9%減）、高知県96基（11%減）、香川県は174基（7%減）でいずれも減少した。

<図－1>四国地区浄化槽（5人～50人槽）出荷台数比較表



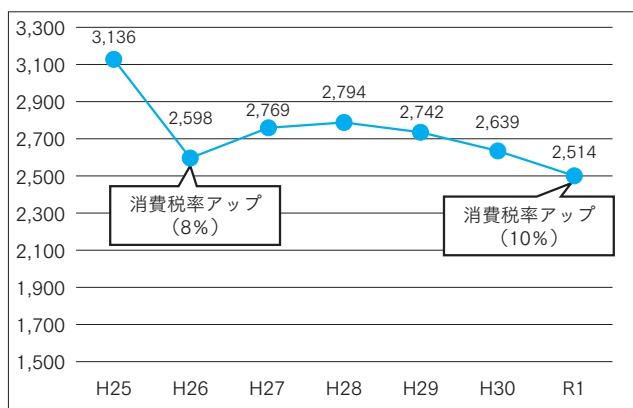
浄化槽設置届出書 受付数は

5%減

環境技術センターは、令和元年度の浄化槽設置届出書の受付数を集計した。

結果は図－2のとおりで、消費税率引き上げを見越して減少した昨年度に引き続きさらに減少した。

<図－2>浄化槽設置届出書受付数の推移



浄化槽と50年

第5章 水処理の H.9~H.16

シンクタンクを目指して
…ステップアップ



11条検査へのBOD導入は、保守点検との差別化になり、検査数は着実に伸びた。平成9年度は31,332基、10年度には37,075基に達した。

平成11年10月26日、当センターとしてエポックメイキングな1日が過ぎた。第13回全国浄化槽技術研究集会がアスティとくしまで開かれ、徳島の水環境保全を全国に情報発信した日である。

研究集会には県内外から1,300人余が参加し、開会式には、厚生省、環境庁、自治省、農林水産省の各担当部長及び圓藤寿穂知事、小池正勝徳島市長が登壇、圓藤知事は、「水環境保全は県政課題、全国の関係機関が一堂に会しての情報交換は誠に意義深い」と祝辞を述べた。パネルディスカッションでは、「合併浄化槽、今必要なものは…」というテーマで討論が行われ、そのあと、11人の技術者による研究発表が行われた。当センターからは幸泉有里氏が「徳島県における水質悪化の原因究明に関する考察」を、検査員研究会では沖哲也氏が「塩素消毒剤による金属の腐食について」というテーマで発表を行った。

平成12年5月、浄化槽法の一部を改正する法律が成立（平成13年4月施行）、「単独槽か合併槽か」の長い議論に終止符が打たれ、オール合併浄化槽の時代が到来した。単独槽から合併槽へそして高度処理浄化槽へ、浄化槽を取り巻く環境は刻一刻と変化していった。

平成13年1月25日、当センターの創立30周年記念式典が徳島プリンスホテルで開催された。圓藤寿穂知事、四宮肇県議会議長、川北宗夫全浄連会長など来賓、会員、職員合わせて約150人余が出席した。

また、同年4月には会員の利便性と検査技術のイノベーションを目的に、計量証明事業がスタートした。

検査業務は着実に成長を遂げ、平成15年度には検査実績は5万基を超え、7条検査・11条検査合わせて50,116基、11条検査の受検率は32%で全国ベスト10位になっていた。一方で、検査数の増加と共に、事務所及び検査室が手狭になった。

この時、県内の浄化槽設置数は約20万基といわれており、検査事業はまだまだ拡大が予想されるため、センターは平成16年1月に徳島市津田海岸町に事務所を新築移転、同年1月26日、その披露祝賀会が徳島プリ

ンスホテルで開かれた。

寒川会長は、「事務所を本県水環境保全の新しい拠点とする。」と挨拶した。

建物は、鉄骨造り4階建て998㎡、敷地は976㎡総事業費は約2億円（借入金1億円）であった。

尚、沖浜の旧事務所の処分については、土地は県有地であるため県に返還となるが、事務所の処分が問題。解体費等で約700万～800万円程度必要になるため、県廃棄物対策課と相談した結果、県から「建物は県有財産として有効活用したい」との申し出があったため県に寄付した。

平成16年度、適正な維持管理の徹底と法定検査の受検率向上を目的に県浄化槽取扱要綱が改正され、設置届に新しく維持管理誓約書と11条検査契約書の添付が義務づけされた。

(原岡艶甲)

第13回全国浄化槽技術研究集会
(H11.10.26)
アスティとくしま



研究集会での
圓藤知事の挨拶
(H11.10.26)

完成した津田海
岸町の
新事務所
(平成16年1月)



津田事務所
新築披露祝賀会
(H16.1.26)

次回につづく



【問題1】施工関係

合併浄化槽への事業所排水で受け入れ可能な業種のうち厚生省衛浄20号通知に新たに追加された業種は次のうちどれが正しいか一つ選んで下さい。

- ア. めん類製造業
- イ. 豆腐・油揚げ製造業
- ウ. 野菜漬物製造排水
- エ. 清涼飲料製造業

【問題2】管理関係

環境省令で定める合併浄化槽の嫌気濾床接触ばっ気方式20人槽の保守点検回数は次のうちどれが正しいか一つ選んで下さい。

- ア. 3ヶ月に1回以上
- イ. 4ヶ月に1回以上
- ウ. 2ヶ月に1回以上
- エ. 年3回以上

【問題3】その他

当センターが県から社団法人の許可を受け設立したのは次の内どれが正しいか一つ選んで下さい。

- ア. 昭和45年
- イ. 昭和54年
- ウ. 天保9年
- エ. 昭和62年

応募は7月30日までに、①答え、②氏名、③住所、④連絡先(TEL)をご記入の上、下記の(1)又は(2)のいずれかの方法でご応募ください。正解者の中から抽選で5名様に粗品(クオカード)をプレゼント致します。尚、当選は発送をもってかえさせていただきます。

<応募先>

- (1) メールの場合

E-mail: haraoka@tokushima-env.jp

- (2) FAXの場合: 088-636-1122

(公社)徳島県環境技術センター 原岡まで

※お送りいただいた個人情報は粗品の発送のために利用します。

水 質 計 量 便 り

～次亜塩素酸水とは?～

新型コロナウイルス感染予防対策として、「次亜塩素酸水」という消毒液を街の店頭などで見かけるようになりました。

よく似た名前に「次亜塩素酸ナトリウム」がありますが、家庭用に販売されている液体の塩素系漂白剤、殺菌剤(洗濯用、キッチン用など)に使われているもので、次亜塩素酸水とは性質が全く違うものです。

次亜塩素酸水は、食品衛生法施行規則および食品、添加物等の規格基準により「塩酸又は塩化ナトリウム水溶液を電解することにより得られる、次亜塩素酸を主成分とする水溶液である」と定義されています。液性はpH5.0～6.5の弱酸性で、臭いは少なく、刺激性・毒性もありません。目や口に入っても害がなく口腔衛生にも使えます。原液のまま使用でき、衣服・手指・器具・空間などの除菌・消臭などにも利用可能です。

また、アルコール消毒液では殺菌できないボツリヌス菌、ウェルシュ菌、破傷風菌などの菌や、ノロウイルスなどの感染力が強い菌にも高い殺菌効果があると報告されていますが、新型コロナウイルスに関しては、現段階で諸説ありますので検証待ちですね。

但し、使用上の注意点として、次亜塩素酸水は、用途によって濃度を変える必要があります。食品添加物にも使えるレベルでは厚生労働省の基準によって80ppmまでが安全な範囲内とされていますが、感染症の吐瀉物・排泄物などの汚物処理に使う場合は400ppmの原液を使用する必要があります。また、次亜塩素酸水は菌やウイルス以外の有機物にも反応し消費されることから、汚れている場所に使用すると十分な殺菌効果は得られない他、時間が経過すると濃度が下り殺菌力が低下する為、長期保存には向きません。

次亜塩素酸水を使用する際には、必ず使用方法を確認してくださいね。

by koizumi



事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程: 令和2年7月7日～令和2年8月11日
地区: 鳴門市、阿波市、吉野川市、美馬市、つるぎ町

○7条検査

日程: 令和2年7月7日～令和2年8月11日
地区: 石井町、鳴門市、松茂町、小松島市、阿南市、那賀町、東みよし町、三好市

○那賀町検査(らくらくあんしん協議会)

日程: 令和2年7月7日～令和2年8月11日
地区: 那賀町全域

○神山村検査(神山村きれいな水づくり協議会)

日程: 令和2年7月7日～令和2年8月11日
地区: 神山村全域

